

【松前町永田地区地区計画】

都市計画松前町永田地区地区計画を次のように決定する。

名 称		松前町永田地区地区計画	
位 置		松前町大字永田の一部	
区 域		計画図表示のとおり	
面 積		約 0.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は、国道 56 号に接し、県道八倉松前線、町道筒井徳丸線や伊予鉄道古泉駅で構成される交通の結節点や大型商業施設の他に松前、岡田、北伊予の 3 地区が交差する松前町の中心部に隣接している。 この地区に住宅を建築する際に参考となる住宅展示場等の機能を配置し、併せて周辺の住環境の改善を図る。
	土地利用の方針		良好なまちづくりにふさわしい土地利用を実現するため、次の方針により土地利用を誘導する。 【地区全体】 良好な環境の形成に向け、低層の建物を主とする整備を図るとともに、緑化に努めるものとする。
	建築物等の整備方針		地区の特性に応じて、次の方針により建築物等の整備を図る。 【地区全体】 低層の建物を立地する地区とする。建物の最低敷地面積、高さ制限等を規定するとともに、建物の形態又は意匠の制限、かき又はさく等の構造の制限等を行うことで、周辺と調和の取れた良好な環境の形成を図る。
地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 - 都市計画法第 34 条第 1 号、第 9 号及び第 14 号に掲げるもの（ただし、第 9 号については、都市計画法施行令第 29 条の 7 に掲げられた火薬類取締法第 2 条第 1 項の火薬類の製造所である建築物を除き、第 14 号については、市街化調整区域となった時点ですでに宅地であった土地に建築する住宅等（ただし、都市計画法第 34 条第 1 号及び建築基準法別表第 2（い）項第 5 号に掲げるものは除く）に限る。） - 建築基準法別表第 2（へ）項第 6 号に掲げる用途に供するもののうち店舗、飲食店、展示場（前号に掲げるものを除く。） - 前号に掲げる用途に供する建物を管理、運営するに必要な管理事務所、集会所、トイレ等

建築物の延床面積 の敷地面積に対する割合の最高限度		20／10
建築物の建築面積 の敷地面積に対する割合の最高限度		7／10
建築物の敷地面積 の最低限度		165 m ² (ただし、建築物の用途の制限中、第 3 項に掲げるものは、この限りではない。)
建築物の高さの最高限度		10m
壁面の位置の制限	道路境界からの距離	接する道路の幅員が 6m 未満の場合、建築物の壁面若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界線より 2m 以上後退しなければならない。 接する道路の幅員が 6m 以上の場合、建築物の壁面若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界線より 1m 以上後退しなければならない。
	隣地境界からの距離	建築物の壁面若しくはこれに代わる柱の面は、隣地境界線より 1m 以上後退しなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の屋根、外壁その他屋外から望見される部分は、周囲の景観に配慮したデザインとするとともに、落ち着いた色調とする。
かき又はさく等の構造の制限		フェンス、かき又はさく等の高さは、設置する地面の高さから 1.5m 以下とする。

井手川

2.6

3.3

3.8

2.9

4.7

5.2

永恵橋

3.4

4.9

3.1

3.9

4.1

4.1

古泉

3.8

5.5

4.3

4.6

4.0

4.1

5.1

凡例

地区計画区域
(地区整備計画区域)

壁面の位置の制限:

- ・道路境界
壁面後退 2m以上(道路幅員6m未満)
壁面後退 1m以上(道路幅員6m以上)
- ・隣地境界
壁面後退 1m以上

かき又はさく等の構造の制限:
フェンス、かき又はさく等の
高さは、設置する地面の高さ
から1.5m以下とする

0 100 200m

 地区計画区域
 (地区整備計画区域)

- ・道路境界
壁面後退 2m以上(道路幅員6m未満)
壁面後退 1m以上(道路幅員6m以上)
- ・隣地境界
壁面後退 1m以上

かき又はさく等の構造の制限：
フェンス、かき又はさく等の
高さは、設置する地面の高さ
から1.5m以下とする